

改正 4-14 法人税

1 法人税の概要

所得税の計算期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日でしたが、法人税では法人ごとに会計期間が異なります。たとえば、4 月 1 日から 3 月 31 日を会計期間とすることも可能です。

法人税の税率は、法人の資本金額等により異なります。

<法人税の税率>

	資本金	所得金額	税率
普通法人 (株式会社)	1 億円超	—	30%
	1 億円以下	年 800 万円以下の部分	※18% (本則 22%)
		年 800 万円超の部分	30%

※ 平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度について適用。

_____部分が改正点です。